

指定管理者の選定方式等について（案）

1 基本的な考え方

(1) 選定方式

指定管理者制度は、公の施設に対する多様な住民ニーズに対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的としており、この目的を達成するため、公正な競争を通じて、効率的な管理運営や経営改善が図られるよう、指定管理者の選定にあたっては、原則として『公募』によることとしている。

ただし、以下の①～③など、特定の団体に限定することが適切な場合においては、『個別選定』によるものとする。

- ①施設で行われる事業が、県行政の推進と密接な関わりがあり、政策的・研究的事業の実施が中心であることなどから、このような事業を適切に実施できる特定の団体に限定される場合（施設管理は附随的）
- ②事業の性質から中立性が求められ、さらに高い専門性、技術が必要とされることなどから、特定の団体に限定される場合
- ③施設の管理にあたっては、地元関係者等との調整を要するなどの特殊な要因から特定の団体に限定される場合

(2) 指定期間

原則5年としている。ただし、施設のあり方の検討が必要であるなど、個別の事情に応じた判断が必要な場合は、その施設の状況に応じ、指定期間を決定する。

2 令和7年度対象施設及び選定方式について

区分	所管部局	施設名	指定期間	現指定管理者
公募	福祉労働部	福岡県障がい者リハビリテーションセンター	5年	(社福) 福岡県厚生事業団
	商工部	福岡県飯塚研究開発センター	5年	(公財) 飯塚研究開発機構
	県土整備部	福岡県立建設技術情報センター	5年	(公財) 福岡県建設技術情報センター
個別選定	人づくり・県民生活部	福岡県国際文化情報センター	5年	(公財) アクロス福岡

3 個別選定の理由について

- ・ 本施設で行う事業は、本県文化行政の中核であり、県の文化振興施策と密接に関連するため、長期的視点を持ち、県と一体となって推進する必要がある。
- ・ このため、営利を目的とせず県の文化振興のために設立された団体であり、経営の効率化と文化事業展開の両面で実績を有し、さらに地元経済団体や地域との連携体制を整えている現団体を個別選定してきたところ。
- ・ さらに、現在、文化庁の諮問機関である文化審議会において、指定管理者制度の運用を含む文化施設のあり方についての審議が開始されており、今年度中に、令和12年以降の文化施設のあり方に関する報告書がまとめられる予定。
- ・ その後、選定方式や評価のあり方、指定期間等について国の指針が改訂される可能性もあり、その動向を注視する必要がある。
- ・ 以上の状況を踏まえると、現時点で拙速に公募に変更するのではなく、現在の指定管理者を引き続き個別選定する必要があるもの。